

奥村 宏著

会社本位主義は崩れるか



岩波新書

248



奥村 宏著

会社本位主義は崩れるか

岩波新書

248

155

奥村 宏

1930年岡山県に生まれる

1953年岡山大学卒業

新聞記者、日本証券経済研究所主任研究員を経て

現在一龍谷大学経済学部教授

専攻一日本経済論

著書一「企業買収」(岩波新書)

「改訂版 法人資本主義」(朝日文庫)

「改訂版 株とは何か」(同)

「新・日本の六大企業集団」(ダイヤモンド社)

「日本の株式会社」(東洋経済新報社)

「新版 法人資本主義の構造」(現代教養文庫)

「株価のからくり」(同)

「解体する「系列」と法人資本主義」(社会思想社)ほか

会社本位主義は崩れるか

岩波新書(新赤版) 248

1992年10月20日 第1刷発行 ©

著 者 おく 奥 むら 村 ひろし 宏

発 行 者 安 江 良 介

〒101-02 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

発 行 所 株式 岩 波 書 店

電話 03-3265-4111 (案内)

定価はカバーに表示してあります

印刷・三 陽 社
製本・永井製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします

Printed in Japan
ISBN4-00-430248-X

目

次

第一章 危機の法人資本主義 1

1 法人資本主義の原理 2

資本家のいない資本主義／アメリカとの違い／人間は死ぬが、法人は死なない／長期的利潤の追求

2 株式所有の法人化 12

日本の株式所有／安定株主工作／過大発行―株価暴落

3 相互持合いの不合理性 22

日本特有のやり方／株式会社の原則に反する／“持合い崩し”の不安

4 蝕ばまれた配当 30

利回り採算／なぜ配当を増やさないのか／低い配当性向

第二章 批判される企業集団、企業系列 39

1 日本の企業間関係 40

義理人情ではない／乗取り防止／「はじめに相手ありき」

2 企業集団 47

財閥解体による再編成／社長会は大株主会／集団内取引の実態／重化学工業中心の構成

3 企業系列 59

事業を外部化／下請けの階層性／系列化のメリット／「安上がり」で「あいまい」な支配

4 「ケイレツ」批判 69

日米構造協議の最大の争点／『系列』は合理的である／アメリカへの反論

第三章 「会社本位」主義からの脱却 77

1 「会社本位」主義 78

従業員の共同体／「会社は永遠」という思想／批判を許さない会社絶対主義／会社は教育機関

2	「経営者の時代」の終焉……………	87
---	------------------	----

会社を代表するもの／社長が社長を決める／無責任体制
／落ちた偶像

3	会社人間への反省……………	97
---	---------------	----

会社の中での出世競争／ノルマ制度／過労死、単身赴任、
サービス残業

4	労働組合の企業防衛……………	105
---	----------------	-----

企業防衛の思想／経営参加はしない／組合離れ

第四章 揺らぐ「日本株式会社」……………113

1	「政・官・財」の三位一体……………	114
---	-------------------	-----

その主導原理／会社内での福祉／動揺する三位一体構造

2	財界……………	123
---	---------	-----

「大企業時代」のシンボル／政治への働きかけ／財界の
地位低下

3	政治と企業……………	131
	八幡製鉄政治献金事件／アメリカの違法判決／無限に増える政治献金／財界の献金ストップ論	
4	官僚と企業……………	140
	「日本株式会社」論／会社本位の行政／行政指導の破綻	
第五章	会社と社会の相克……………	149
1	日本社会を蔽う会社……………	150
	会社に富が集中／法人に有利な税制／非会社人の反逆	
2	会社の位と人間の位……………	158
	一流、二流、三流の区別／大企業信仰／大企業エリート像の変化	
3	企業批判……………	166
	公害、消費者運動／第二次企業批判／「日本改造計画」	
4	企業市民とは何か……………	175
	コーポレート・シチズン	

メセナ、フィランソロピー流行り／財団——日米の違い
／企業は市民になれるか

第六章 法人資本主義のゆくえ……………185

1 法人資本主義の歴史……………186

戦前の日本——個人資本主義／財閥解体の意義／高度成長時代／“石油危機”以後／バブル経済

2 株式会社と大企業体制……………195

近代株式会社の成立／大量生産、大量販売／多角化、多国籍化／大企業時代の終焉

3 大企業の解体……………203

スタンダード・オイルの解体／日本の集中排除法／分社化、別社化、分割

4 新しい企業像を求めて……………211

大企業信仰からの転換／法人資本主義の解体／企業家精神／所有と参加／労働から仕事へ

あ と が き	221
---------------------------	-----

第一章 危機の法人資本主義

1 法人資本主義の原理

資本家のいない資本主義

岩崎弥太郎は今から一二〇年ほど前に三菱商会をつくり、それを元にしてのちの三菱財閥を築いていった人物だが、「三菱商会は会社の名前になっているけれども、その実、これは全く岩崎家の事業であつて、会社の事はすべて社長である自分が決めるし、会社の利益はすべて社長のものだ」ということを堂々と宣言していた。

弥太郎から弟の弥之助、息子 of 久弥、弥之助の息子の小弥太へと三菱財閥は引き継がれて行き、やがて三菱重工業をはじめ三菱財閥傘下の会社の株式が公開されていったが、戦前においては三菱財閥が岩崎家のものであつたことに変わりはない。三菱だけでなく、三井にしても住友にしても、また安田、古河をはじめとする二、三流財閥でも、財閥家族が当主として傘下の会社の株式を所有し、支配していた。それはまさに資本家であり、大金持ちであつた。

第二次大戦までの日本はこのように資本家が支配する資本主義社会であり、労働者と資本家が対立する社会であつた。当時の左翼が天皇制や軍部と並んでこのような資本家を敵とし、そ

の打倒を叫んでいたことはいうまでもないが、五・一五事件や二・二六事件にみられるように右翼や青年将校もまた財閥が富をひとり占めするものだとしてこれを攻撃し、三井財閥の大番頭団琢磨などが暗殺された。

戦後、アメリカ占領軍によって財閥が解体され、財閥家族は持っていた株式を取り上げられ、企業支配をしてはならないと指令された。そこで現在の企業集団である三菱グループをみると、岩崎家が主株主になっている会社はないし、三井グループや住友グループでも同様である。たとえば三菱重工の大株主をみると、戦前は三菱本社が大株主であり、その三菱本社の大株主は岩崎家であった。これに対し現在の三菱重工の大株主は、表1のようにすべて銀行や保険

会社と事業会社であり、その多くは三菱グループの会社である。

このように法人である会社が大株主になっていて、個人大株主は消えてしまっている。これは三菱重工だけでなく、現在の日本の大企業にほぼ共通する現象である。それはまさに「資本家のいない資本主義」である。もっとも、正確には「個人資本家のい

表1 三菱重工の大株主
(91年3月)

	持株率(%)
三菱信託銀行	7.03
三菱銀行	3.60
明治生命	3.08
東京海上火災	2.08
住友信託銀行	2.01
日本生命	1.99
三菱商事	1.58
東洋信託銀行	1.55
住友生命	1.36
三井信託銀行	1.34
小計	25.67

ない資本主義」といった方がよいのだが――。

日本には現在一〇〇万社以上の株式会社があるが、そのうち株式を公開して、証券取引所に上場している会社は二〇〇〇社強である。その他の非公開の株式会社の圧倒的部分は中小企業であり、そのほとんどは同族会社である。これらの会社にはもちろん個人資本家がいるし、それが会社を支配している。ただ、これらの会社は株式会社という形態をとっているけれども、実際には個人企業、あるいは家族企業であるというものが多い。

これに対し日本の株式会社の全資産の四割以上を所有している資本金一〇億円以上の大企業の多くは、先に述べたように個人資本家のいない会社である。もちろん株式を公開している大企業であっても個人、あるいは一族が大株主になっている会社もあるが、これは上場会社数のうち一割以下である。

現在の日本が法人資本主義であるというのは、大企業の大株主がほとんどすべて法人であるということに基づいている。法人資本主義の特徴は株式所有だけに限られたものではないが、しかし戦前の日本や、あるいは現在の欧米が個人資本主義あるいは家族資本主義であるのに対して、現在の日本が法人資本主義であるということの基本はここにある。

アメリカとの違い

アメリカの大企業の大株主はどうなっているのだろうか。たとえばフォード・モーターやデューポンなどという会社では依然としてフォード一族やデューポン一族が大株主になっており、その限りでは個人資本家のいる資本主義である。ロックフェラー一族にしても持株比率は下がっているが、エクソンやモービルなど旧スタンダード・オイル系の会社やチェイス・マンハッタン銀行の大株主になっている。

しかしアメリカで注目されるのは、このような個人資本家と並んで、そしてそれ以上の大株主として上位に名前を連ねているのが機関投資家であるということだ。アメリカで機関投資家というのは年^{ペンション・ファンド}金基金や投資信託、生命保険、財団などだが、さらにこれら年金基金や個人基金の資産の運用を任されている銀行信託部も機関投資家という。とりわけ銀行信託部の株式所有の比重が大きいのが現在のアメリカである。

このような機関投資家は、たとえば年金基金の例をとってみると、真の所有者（すなわち受益者^{ベネフィシヤリ}）である年金加入者（従業員）の資産の運用を任されているのであり、その運用担当者（ファンド・マネージャー）はたえず受益者の利益を最大にするように努力しなければならない。もし銀行信託部のファンド・マネージャーが自分の銀行に都合の良いように運用したとすれば、

それは法律違反として罰せられるし、その前にお客から解約される。

したがって株価が上がれば機関投資家は株を売るし、TOB(株式公開買付け)のような株式の買占め提案があればそれに応じてすぐに売ってしまう。そこで機関投資家は短期的な株式運用に走り、その結果、企業経営者も短期的な視点でしか経営しなくなる。このことがアメリカの企業経営を駄目にしてしまうと批判されている。

アメリカやイギリスで大株主になっているのはこのような機関投資家が多いのだが、それは年金加入者である個人や、投資信託の受益者である個人投資家に代わって、その代理として株式を所有しているのであって、機関投資家そのものが自分の資産として所有しているのではない。

これに対して日本では銀行や事業会社などの法人が自己の資産として株式を所有しているものであり、これがアメリカやイギリスと決定的に違うところである。後述するようにアメリカでも法人所有はあるが、しかし商業銀行の株式所有は禁止されているし、事業会社の株式所有も日本にくらべれば比率は低い。アメリカでは反トラスト法の規制がきびしいので、日本のように法人が自由に株式を所有することができないのだ。

一方、日本でも近年、機関投資家の株式所有が増えているが、それは投資信託と年金基金、

特定運用金銭信託、ファンド・トラストなどを合わせてもまだその持株比率は低い。生命保険会社はのちに述べるように、日本では純粹の機関投資家とはいえない。

このように機関投資家は個人所有の代理として個人所有とつながっているが、日本の法人株主は法人自体の資産として株式を所有しているのであり、個人所有とは切れてしまっている。それは「法人の、法人による、法人のための」所有なのである。ここに法人資本主義の特質がある。

人間は死ぬが、法人は死なない

法人というのは法律によって人格を与えられているが、もちろん身体もなければ頭脳もなく、意志も持たない。自然人である個人は必ず死ぬという運命にあるが、法人は解散しない限り、永遠に生き続けることができる。株式会社はいくまでもなく法人であるが、論理上は法人は永遠に続くものという性格をもっている。現に日本にも一〇〇年以上続いている会社があるし、ヨーロッパにはもっと古い会社がたくさんある。

個人資本家が支配している会社では、必ず生ま身の人間としてのさまざまな事情によって影響を受ける。なによりも人間は死ぬから、相続という問題が避けられない。息子が相続してく